



## 平成28年4月から あさぎり町鍼灸受療券制度が変わりました!!

### ■改正点①

使用可能な施術院が増えました。今まで球磨郡鍼灸師会のみでしたが人吉市保険鍼灸マッサージ師会でもご利用できるようになりました。

### ■改正点②

使用可能な枚数に変更になりました。

月に4枚まで(年間48枚) → 月の制限枚数なし(ただし、年間36枚まで)

### ■改正点③

発行回数に変更になりました。

年4回(3ヶ月分)発行 → 年2回(1回あたり18枚)



### 鍼灸受療券制度とは?

あさぎり町に住所を有している者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う施術で治療を受ける場合に利用できる制度です。

- 1回の治療につき1枚の受療券(500円)が利用できます。
  - 治療の際に施術院に受療券を提出すると治療費から500円が差し引かれます。
  - 役場総合窓口または各支所で発行します。
  - 発行には必ず『印鑑』と『身分証明書(免許証や保険証など)』が必要です。
- ※代理人が別世帯の場合には委任状が必要です。



## 健康づくり

### やってま〜す!!

#### No.2 あさぎり町役場

Q1: 活動内容を教えてください。

始業前にラジオ体操をやっています。

Q2: 活動を始めたきっかけは何ですか?

庁内のワーキンググループで、職員の健康づくりとしてラジオ体操を始めようという意見がでたことがきっかけです。

Q3: いつから始められましたか?

平成22年4月から始めました。

Q4: 活動をしていてよかったと思うことを教えてください。

デスクワークが多いので、少しでも体を動かす時間を毎日つくれるように、なったことです。

Q5: 事業所一言PRをお願いします。

町民の皆様に関心を持っていただける窓口となるよう職員一丸となって頑張ります。



### 募集中!

健康づくりに取り組む事業所を毎月紹介します。「うちもやっているよ!」という事業所は問い合わせ先にご連絡ください。取材に伺います。

問い合わせ 健康推進課 ☎ 45-7216